

和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（改定案）に対するご意見の概要及び県の考え方

意見募集期間 平成21年3月6日（金）から平成21年3月19日（木）

意見提出件数 計画改定案に対する意見4件、その他の意見2件

計画該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
<p>基本目標1 暴力を許さない意識の醸成 (1) 教育・啓発の充実</p>	<p>若い人を対象にした暴力の防止（予防）教育は、効果があると思いますので、中・高校生を対象に、人権教育の一環として行って下さい。</p>	<p>基本目標1〔1〕に記載しましたように、学校においては児童生徒の発達の段階に応じた人権教育等を行います。 また、教育関係者等が若年層における恋人間の暴力の問題について理解を深められるよう、意識啓発に取り組みます。</p>
<p>基本目標2 安心して相談できる環境づくり (1) 被害者の早期発見と相談の勧奨</p>	<p>地域で孤立しがちなケース等の場合には外部からは発見が難しく、民生委員・児童委員による相談、支援、見守り等の活動を通じて様々な機関とネットワークを強化しながら情報を共有することにより、被害者の早期発見と相談の勧奨につながる。</p>	<p>ご意見のとおり、県、市町村、民間団体・民間の支援団体が協力して被害者の状況に応じた支援が出来るよう、関係者は相互に情報共有し、日常的にネットワーク化を図ることが大切です。県では、基本目標5（1）に記載しましたように、DV被害者支援ネットワーク会議を通じて関係者相互のネットワークの強化に取り組みます。</p>
<p>基本目標2 安心して相談できる環境づくり (1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 (3) 職務関係者に対する研修</p>	<p>保育者、教師、医療者、民生委員・児童委員、子育て支援者等を対象に、DVについての研修を充分して下さい。 「DVは特別な家庭に起こることである」という誤った認識を持つ人が多く、被害者は孤立感を味わい、時には二次被害を被っていることが少なくありません。人に関する仕事に従事している関係者には、ある一定時間のDV研修は必要と思います。</p>	<p>教育、医療、福祉等の分野において地域で活動される方に被害者の人権や配偶者等からの暴力の特性について認識と理解を深めていただくことは、被害者の早期発見と相談の勧奨が図られ、被害の未然防止や再発防止、児童虐待の防止につながるものと考えます。基本目標2（1）記載の相談の手引き等の利用により、教員や医療機関、民生委員・児童委員等への意識啓発を行います。 また、県では、相談・保護を担当する女性相談員や警察官等に対し、二次的被害を与えない対応を含めた実務研修を毎年実施しています。今後も継続して二次的被害を与えることのないよう、被害者への対応に配慮します。</p>

<p>基本目標 5 関係機関等の連携</p> <p>(1) 関係機関等相互の連携</p>	<p>DV被害者支援ネットワーク会議について、講師の講演と質疑応答のみでなく、小グループでの活発な意見のやり取り等グループワークをしてください。</p>	<p>DV被害者支援ネットワーク会議では、関係機関等が互いにどのように協力して被害者を支援できるか等について話し合える機会を取り入れる等内容を工夫します。</p>
<p>その他</p>	<p>第1章文中「女性に対する人権軽視のなごり」、「ひとり一人」等の文言について「女性に対する人権軽視」、「一人ひとり」等の表現の方がより適切ではないか。</p>	<p>第1章文中「女性に対する人権軽視のなごり」を「女性に対する人権軽視」、「ひとり一人」を「一人ひとり」等文言について表現を修正します。</p>